でに」を削る部分及び「製造した場合には」の下に「、当分の間」を加える部分を除く。）、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同法第九十条の七の改正規定（同条第三項第三号中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改める部分を除く。）並びに附則第四十三条から第四十五条まで、第四十七条及び第四十八条の規定　平成二十四年十月一日

四　次に掲げる規定　平成二十五年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法第二十九条の三第六項の改正規定、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の三第三項の改正規定（「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改める部分を除く。）、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）及び同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第四十九条の規定

ロ　第二条の規定（所得税法第二百十六条の改正規定を除く。）並びに附則第五十一条から第五十四条まで及び第五十六条の規定

ハ　第五条中国税通則法第七十四条の二第一項第一号ロの改正規定

五　第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七節の三　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例　（第六十六条の五）」を

「第七節の三　関連者等に係る利子等の課税の特例
第一款　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）
第二款　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十六条の五の二・第六十六条の五の三）」

に、「第二十三節　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）」を

「第二十三節　連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例
第一款　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十九）
第二款　連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三）」

に改める部分に限る。）、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第三章第七節の三の節名の改正規定、同法第六十六条の五（見出しを含む。）の改正規定、同節中第六十六条の五の前に款名を付する改正規定、同節に一款を加える改正規定、同章第二十三節の節名の改正規定、同法第六十八条の八十九（見出しを含む。）の改正規定、同節中第六十八条の八十九の前に款名を付する改正規定及び同節に一款を加える改正規定並びに附則第二十八条、第二十九条、第三十九条及び第四十条の規定　平成二十五年四月一日

六　次に掲げる規定　平成二十五年七月一日

イ　第五条の規定（国税通則法第七十四条の二第一項第一号ロの改正規定を除く。）

ロ　第六条の規定

ハ　第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

七　第八条の規定（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第五十九条、第六十条及び第六十七条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項の表の改正規定に限る。）の規定　平成二十六年一月一日

八　附則第七十一条の規定　平成二十六年十月一日までの間において政令で定める日

九　第八条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第九条の次に一条を加える改正規定　平成二十七年一月一日

十　第一条中租税特別措置法第十条の二の二第一項の改正規定、同法第四十二条の五第一項の改正規定及び同法第六十八条の十第一項の改正規定並びに附則第五条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十一　第一条中租税特別措置法第三十七条の十三第一項に一号を加える改正規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日

十二　次に掲げる規定　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行の日

イ　第一条中租税特別措置法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定、同法第四十一条の三の二第十二項の改正規定、同法第七十三条の改正規定及び同法第七十四条の次に一条を加える改正規定

ロ　第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の改正規定及び同法第十三条の二の改正規定

十三　第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定　日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第　　号）の施行の日

十四　第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の改正規定（同条第一項の表の第一号の第一欄中「平成二十三年法律第百二十二号」を削る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「第十条の三第四項」を「第十条の四第四項」に改める部分を除く。）、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第十七条の二第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の三の改正規定（同条第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第五項中「及び第四十二条の九から第四十二条の十一まで」を「、第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の四第一項の改正規定、同法第十七条の五第一項の改正規定、同法第十八条の三の改正規定、同法第十八条の五第一項の改正規定、同法第十八条の六第一項の改正規定、同法第十八条の七第一項の改正規定、同法第二十五条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の三の改正規定（同条第一項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第五項中「及び第六十八条の十三から第六十八条の十五まで」を「、第六十八条の十三及び第六十八条の十五」に、「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の四第一項の改正規定、同法第二十五条の五の改正規定、同法第二十六条の三の改正規定、同法第二十六条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の六第一項の改正規定及び同法第二十六条の七第一項の改正規定並びに附則第六十一条、第六十三条、第六十五条及び第六十七条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（「並びに第二十五条の三第一項」を「、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

**第二条**　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。